

総財営第 34 号  
平成 28 年 4 月 1 日

各都道府県総務部長  
(財政課、市区町村担当課扱い)  
各都道府県企業管理者  
各指定都市財政局長  
各指定都市企業局長

殿

総務省自治財政局公営企業経営室長  
( 公 印 省 略 )

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業法等  
の運用について (通知)

地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。) 第 2 条第 1 項第 6 号に定める地方公営企業法の適用を受ける電気事業とは、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (公営企業に係る部分) の施行に関する取扱いについて (昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号。以下「基本通知」という。) 第一章第一節三 (二) において、「原則として、電気事業法というそれぞれの事業」とされています。

しかしながら、電気事業法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 72 号) 第 1 条による改正後の電気事業法 (以下、「改正電気事業法」という。) において、電気事業の種類が見直されたことに伴い、各事業の詳細な定義等が電気事業法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年経済産業省令第 64 号 平成 28 年 4 月 1 日施行) による改正後の電気事業法施行規則 (以下、「改正電気事業法施行規則」という。) において規定されたことにより、平成 28 年 4 月 1 日から法の適用を受ける電気事業の範囲が変更となります。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村並びに一部事務組合等に対しても、この旨御周知願います。その際には、現に公営企業として電気事業を行っていない団体であっても、一般会計で電気事業を行っている場合や、今後電気事業を行う場合等もあることに、御留意の上御周知願います。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添

えます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第一 地方公営企業法の適用を受ける電気事業の範囲に関する事項

#### 一 基本的考え方について

法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する地方公営企業法の適用を受ける電気事業とは、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号。以下「基本通知」という。）第一章第一節三（二）において、「原則として、電気事業法にいうそれぞれの事業」とされている。

現行制度においては、法の適用を受けている電気事業は、電気事業法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する卸供給のみである。なお、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業者で、卸供給事業に該当しない者は、法非適用（地方公営企業法の規定を適用していない事業）の電気事業となることから、その経理は特別会計を設けてこれを行うこととされている。

今般の改正電気事業法において、電気事業とは、同法第 2 条第 1 項各号に規定する小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業とされたことから、これらの事業を実施する場合には、法の適用を受けることになる。

#### 二 発電事業の取扱い

法の適用を受ける発電事業は、改正電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号において、「自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するもの」とされており、経済産業省令で定める要件は、改正電気事業法施行規則第 3 条の 4 第 1 項において、①出力が 1,000kW 以上であること、②出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が 50%（出力が 10 万 kW を超える場合にあっては、10%）を超えるものであること、③電力量に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が 50%（出力が 10 万 kW を超える場合にあっては、10%）

を超えると思込まれることの3つの要件のいずれにも該当する発電用の電気工作物であって、それぞれの接続最大電力のうち小売電気事業等の用に供するためのものの合計が1万kWを超えることとされている。

ただし、改正電気事業法の発電事業であっても、一般会計における事業の附帯事業として発電事業を行っている場合及び他の公営企業の附帯事業として発電事業を行っている場合は、公営企業として取り扱う必要はないが、各団体の任意で当該発電事業を法が適用される電気事業とすることは差し支えない。

特に、現行の電気事業法において卸供給事業に該当せずに売電を行っている事業者で、改正電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業に該当することになる者のうち、一般会計や他の公営企業の附帯事業として発電事業を実施していない者については、法の適用を受けることから留意すること。

### 三 発電事業以外の電気事業の取扱い

一において、改正電気事業法に規定する電気事業を行っている場合には、法の適用を受ける電気事業となるが、例えば、改正電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売事業を実施する場合には、法の適用を受ける電気事業となることから、留意すること。

### 四 改正電気事業法の発電事業に該当しない売電事業を行っている場合の取扱い

改正電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業の要件を満たさないものの、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ通年継続的、反復的な売電事業を行っている場合には、当該売電事業は法非適用の電気事業となる。

## 第二 他の公営企業の附帯事業に関する事項

基本通知第一章第一節三（五）より、法定事業を他の法定事業の附帯事業として行うことはできないことから、法の適用を受ける電気事業を他の法定事業の附帯事業とすることはできない。

ただし、基本通知第一章第一節三（三）における「地方公営企業の経営に相当因果関係を持つこと」及び同節三（四）における「本来の事業に支障を生ずるものではなく、十分な採算性を有すること」の要件を満たした上で、他の公営企業の附帯事業として発電事業を行うことはできる。この場合、基本通知第一章第一節三（六）より、当該他の公営企業と一体として行われる

ものとして、予算決算関係書類も一体のものとして作成するが、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

### 第三 関連する通知の変更に関する事項

再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を公営企業が行う場合の取扱いについて（平成 24 年 12 月 28 日付け総財公第 126 号、総財営第 72 号、総財準第 89 号）を以下の通り変更することとする。

本文「1」中

「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 11 号に規定する…地方公営企業法第 2 条第 1 項に規定する電気事業に該当しないこと。」を

「電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）第 1 条による改正後の電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する発電事業は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項に規定する電気事業に該当するところである（ただし、一般会計及び他の公営企業の附帯事業として行っているものを除く）。

買取制度による売電については、その発電設備の発電容量や年間発電電力量等が電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 64 号 平成 28 年 4 月 1 日施行）による改正後の電気事業法施行規則第 3 条の 4 第 1 項に規定する要件に該当する場合には、発電事業となる。

従って、買取制度による売電事業（売電を主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）を公営企業が行っているものの、発電事業に該当しない場合及び他の公営企業の附帯事業として売電事業を行っている場合は、地方公営企業法第 2 条第 1 項に規定する電気事業に該当しないこと。」に改める。

本文「2」中

「公営企業が行う買取制度による売電事業について、」を削除し、

「第一章第一節三（三）」を「第一章第一節三（三）、（四）」に、

「要件に該当する場合は、地方公営企業法第 2 条第 1 項に掲げる事業に附帯する事業として取り扱うこと。なお、その」を「要件を満たし、他の公営企業に附帯事業として買取制度による売電事業を行う」に、  
「平成 24 年度地方債同意等基準」（平成 24 年総務省告示第 155 号）」を「平成 28 年度地方債同意等基準」（平成 28 年総務省告示第 147 号）」に改め、次のなお書きを文末に加える。

「なお、基本通知第一章第一節三（五）より、法定の電気事業を他の法定

事業の附帯事業として行うことはできないことに留意すること。」

#### 第四 施行期日に関する事項

この改正は、改正電気事業法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から適用すること。

以上

再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を公営企業が行う場合の取扱いについての一部改正新旧対照表

改正後	改正前
再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を 公営企業が行う場合の取扱いについて	再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を 公営企業が行う場合の取扱いについて
<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第4条に規定する特定契約（以下「特定契約」という。）に基づく電気の供給（以下「買取制度による売電」という。）を公営企業が行う場合の取扱いについて、下記のとおり留意点をまとめましたので通知します。</p> <p>また、貴都道府県内市区町村等に対しても、その旨周知をお願いします。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条による改正後の電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する電気事業に該当するところである（ただし、一般会計及び他の公営企業の附帯事業として行っているものを除く）。</p> <p>買取制度による売電については、その発電設備の発電容量や年間発電電力量等が電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第64号 平成28年4月1日施行）による改正後の電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する要件に該当する場合には、発電事業となる。</p> <p>従って、買取制度による売電事業（売電を主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）を公営企業が持っているものの、発電事業に該当しない場合及び他の公営企業の附帯事業として売電事業を行っている場合は、地方公営企業法第2条第1項に規定する電気事業に該当しないこと。</p> <p>2 「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（昭和27年9月29日自乙発第245号。以下「基本通知」という。）第一章第一節三（三）、（四）に掲げる要件を満たし、他の公営企業に附帯事業として買取制度による売電事業を行</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第4条に規定する特定契約（以下「特定契約」という。）に基づく電気の供給（以下「買取制度による売電」という。）を公営企業が行う場合の取扱いについて、下記のとおり留意点をまとめましたので通知します。</p> <p>また、貴都道府県内市区町村等に対しても、その旨周知をお願いします。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第11号に規定する卸供給に該当する事業は、従来から、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する電気事業に該当すると解してきたところである。</p> <p>今般導入された買取制度による売電については、特定契約において、電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者から求めがあった場合に確実に発電することができる発電出力である供給電力を定め、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第3条各号に規定する要件に該当しない限り、卸供給に該当しないものと解される。従って、買取制度による売電事業（売電を主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）を公営企業がを行い、卸供給に該当しない場合は、地方公営企業法第2条第1項に規定する電気事業に該当しないこと。</p> <p>2 公営企業が行う買取制度による売電事業について、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（昭和27年9月29日自乙発第245号。以下「基本通知」という。）第一章第一節三（三）に掲げる要件に該当する場合は、地方</p>

う場合は基本通知第一章第一節三（六）に示しているとおり、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

また、公営企業に附帯する事業として買取制度による売電事業を行う場合について、「平成 28 年度地方債同意等基準」（平成 28 年総務省告示第 147 号）第二の二 1（二）（12）に基づき、当該公営企業に係る地方債を起すことができること。

なお、基本通知第一章第一節三（五）より、法定の電気事業を他の法定事業の附帯事業として行うことはできないことに留意すること。

- 3 買取制度による売電は、効率的に事業が実施された場合に通常要する費用等を基礎とし、再エネ特措法第 3 条第 2 項に規定する特定供給者が受けるべき適正な利潤等を勘案して調達価格が定められるものであることから、公営企業が行う買取制度による売電事業に要する経費に対しては、地方交付税措置を行わないこと。

公営企業法第 2 条第 1 項に掲げる事業に附帯する事業として取り扱うこと。なお、その場合は基本通知第一章第一節三（六）に示しているとおり、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

また、公営企業に附帯する事業として買取制度による売電事業を行う場合について、「平成 24 年度地方債同意等基準」（平成 24 年総務省告示第 155 号）第二の二 1（二）（12）に基づき、当該公営企業に係る地方債を起すことができること。

- 3 買取制度による売電は、効率的に事業が実施された場合に通常要する費用等を基礎とし、再エネ特措法第 3 条第 2 項に規定する特定供給者が受けるべき適正な利潤等を勘案して調達価格が定められるものであることから、公営企業が行う買取制度による売電事業に要する経費に対しては、地方交付税措置を行わないこと。